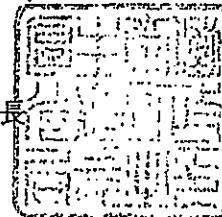


各都道府県知事 殿



厚生労働省医政局長



地域医療再生臨時特例交付金（地域医療再生基金）
の執行の一部停止について

医政行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

地域医療再生臨時特例交付金（地域医療再生基金）については、これまで、100億円程度の地域医療再生計画について10地域、25億円程度の地域医療再生計画について84地域を対象とすることを予定し、これを前提として、各都道府県において、地域医療再生計画の検討を進めていただいているところです。

しかし、本日、平成21年度第1次補正予算の執行の見直しについて別添のとおり閣議決定が行われ、地域医療再生臨時特例交付金（地域医療再生基金）については、100億円程度の地域医療再生計画を取り止め、750億円を執行停止とすることとされました。これより、25億円程度の地域医療再生計画の対象地域を94地域とし、各都道府県で2地域ずつを対象とする予定としております。

100億円程度の地域医療再生計画を検討していた都道府県におかれましては、誠に申し訳ございませんが、地域の医師確保等の地域の医療課題の解決に向か、25億円程度の地域医療再生計画への見直しを行っていただきますようお願いいたします。

また、今後のスケジュール等について、下記のとおり変更いたしますので、対応方よろしくお願ひいたします。

記

1 地域医療再生計画について

25億円程度の地域医療再生計画(案)を作成し、2の提出期限までに提出してください。

2 今後のスケジュールについて

- | | |
|-------|--------------------|
| 11月6日 | 地域医療再生計画(案)の提出期限 |
| 12月中旬 | 国に設置する有識者による協議会の開催 |
| 12月中旬 | 都道府県に対する交付金の額の内示 |
| 1月8日 | 交付金の交付申請期限 |
| 1月中 | 都道府県に対する交付金の交付決定 |

<連絡先>

厚生労働省医政局指導課

兼平（内2771）

中根（内2557）

（代表）03-5253-1111

平成 21 年度第 1 次補正予算の執行の見直しについて

〔平成 21 年 10 月 16 日〕
閣 議 決 定

平成 21 年度第 1 次補正予算の執行については、別紙の事業につき、掲げられた額を目途に、執行停止又は交付を予定している法人等に対する交付辞退若しくは自主返納の要請等を行うこととし、その見直しの結果を平成 21 年度第 2 次補正予算又は平成 22 年度予算に反映することとする。このため、交付辞退又は自主返納の手続が必要なものについては、その手続に直ちに着手することとする。

別紙(厚生労働省関係抜粋)

厚生労働省

事業名	執行停止・返納見込額
医薬品等研究開発の強化	6.7
地上デジタルテレビジョン等整備事業 (災害拠点病院等の地上デジタル放送対策)	4.5
医療保険制度の適切な運営 (レセプトオンライン化への対応)	93.6
医療保険制度の適切な運営 (健康保険組合のIT化推進事業)	2.9
医療費適正化の推進 (特別養護老人ホーム等への整備転換等に対する財政支援)	7.9
女性の健康支援対策事業委託	6.0
水道施設整備	7.0
地域子育て支援対策(子育て応援特別手当)	1,100.9
福祉サービス提供体制確保の推進 (日本社会事業大学施設整備)	5.8
社会福祉施設等の基盤強化 (社会福祉施設の地上デジタル放送対策)	112.6
検疫所施設整備	1.0
高齢者等の雇用の安定・促進	3.4
緊急人材育成・就職支援基金	3,533.5
未承認薬・新型インフルエンザ等対策基金	678.6
地域医療再生基金	750.0
合計	6,314.3